

1-1 課税客体

自動車税、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割と環境性能割の区別がなくなったため、種別割のという言葉が削除された。

2. 意義 (法341)

(3) 償却資産

削除

:

削除

ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。